

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【公開番号】特開2015-120586(P2015-120586A)

【公開日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-042

【出願番号】特願2013-266622(P2013-266622)

【国際特許分類】

B 6 5 H 5/06 (2006.01)

B 4 1 J 11/02 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 5/06 E

B 4 1 J 11/02

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月30日(2016.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

印刷ヘッドと、

シート状の媒体を支持し、前記印刷ヘッドと所定のギャップで対向するヘッド対向位置、および、当該ヘッド対向位置よりも前記印刷ヘッドから離れた開放位置に移動可能なプラテン面と、

前記ヘッド対向位置に位置する前記プラテン面と前記印刷ヘッドとの間に配置されるスターホイールと、

前記プラテンユニットが前記開放位置にあるときは前記スターホイールよりも前記プラテン面側のカバー位置に位置し、前記プラテンユニットが前記ヘッド対向位置にあるときは前記スターホイールよりも前記プラテン面から離れた退避位置に位置するカバー部材と、を有することを特徴とするプリンター。

【請求項2】

前記ヘッド対向位置から前記開放位置に前記プラテンユニットが移動するとき、前記カバー部材は自重によって前記カバー位置に移動し、

前記開放位置から前記ヘッド対向位置に前記プラテンユニットが移動するとき、前記カバー部材は、前記プラテンユニットに押されて前記カバー位置から前記退避位置に移動することを特徴とする請求項1に記載のプリンター。

【請求項3】

前記カバー部材は、一端を中心として鉛直方向上下に回動可能に支持されていることを特徴とする請求項2に記載のプリンター。

【請求項4】

前記スターホイールを支持する支持フレームを備え、

前記カバー部材は、前記支持フレームと鉛直方向上下に重なる位置に設けられたカバーフレームを含み、

前記カバー部材が退避位置に移動したとき、前記カバーフレームの凹部に前記支持フレームが入り込むことを特徴とする請求項2または3に記載のプリンター。

【請求項5】

前記カバー部材が前記カバー位置に移動したとき、当該カバー部材を前記退避位置側に移動不能な状態にロックするロック機構を備えることを特徴とする請求項1ないし4のいずれかの項に記載のプリンター。

【請求項6】

前記ロック機構は、前記カバー部材に回動可能に取り付けられ、一端が前記カバー部材から前記プラテン面と逆の側に突出する方向を向いたロック位置、および、前記一端が前記カバー部材から前記プラテン面と逆の側に突出しない方向を向いたロック解除位置に回動可能なロック部材と、

前記ロック位置に回動する方向に前記ロック部材を付勢する付勢部材と、

前記ロック位置にある前記ロック部材の前記一端と対向する位置に設けられたロック部材当接部と、を備えることを特徴とする請求項5に記載のプリンター。

【請求項7】

前記ロック機構は、前記プラテン面に対して前記媒体の搬送方向と直交する方向の外側に配置されていることを特徴とする請求項5または6に記載のプリンター。

【請求項8】

前記支持フレームは、プリンター本体フレームに固定され、

前記プラテン面は、前記プリンター本体フレームに対して移動して、前記ヘッド対向位置、および、前記開放位置に移動可能であることを特徴とする請求項1ないし7のいずれかの項に記載のプリンター。